

## ○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める割合を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

### 厚生労働大臣が定める割合

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表身体障害者居宅生活支援費額算定表の通則のイ、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表身体障害者施設訓練等支援費額算定表の通則の1、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表知的障害者居宅生活支援費額算定表の通則のイ、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表知的障害者施設訓練等支援費額算定表の通則の1及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表児童居宅生活支援費額算定表の通則のイの厚生労働大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援若しくは児童居宅支援の事業を行う事業所又は身体障害者施設支援若しくは知的障害者施設支援を行う施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合とする。

地域区分	支 援 の 種 類	割 合
特別区	身体障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所 知的障害者居宅介護 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所 児童居宅介護 児童デイサービス 児童短期入所	千分の千七十二
	知的障害者地域生活援助	千分の千九十八
	身体障害者更生施設支援	千分の千七十三
	身体障害者療護施設支援	千分の千八十

	身体障害者授産施設支援	指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合	千分の千六十八
		指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合	千分の千七十五
	知的障害者更生施設支援	指定知的障害者入所更生施設において行う場合	千分の千八十
		指定知的障害者通所更生施設において行う場合	千分の千八十六
	知的障害者授産施設支援		千分の千八十
	知的障害者通勤寮支援		千分の千四十八
	身体障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所 知的障害者居宅介護 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所 児童居宅介護 児童デイサービス 児童短期入所		千分の千六十
	知的障害者地域生活援助		千分の千八十一
	身体障害者更生施設支援		千分の千六十一
	身体障害者療護施設支援		千分の千六十七
特甲地	身体障害者授産施設支援	指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合	千分の千五十七
		指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合	千分の千六十二
	知的障害者更生施設支援	指定知的障害者入所更生施設において行う場合	千分の千六十七
		指定知的障害者通所更生施設において行う場合	千分の千七十二
	知的障害者授産施設支援		千分の千六十七
	知的障害者通勤寮支援		千分の千四十
	身体障害者居宅介護 身体障害者デイサービス 身体障害者短期入所 知的障害者居宅介護 知的障害者デイサービス 知的障害者短期入所 児童居宅介護 児童デイサービス		千分の千三十六

	児童短期入所	
	知的障害者地域生活援助	千分の千四十九
	身体障害者更生施設支援	千分の千三十六
	身体障害者療護施設支援	千分の千四十
身体障害者授産施設支援	指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合	千分の千三十四
	指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合	千分の千三十七
知的障害者更生施設支援	指定知的障害者入所更生施設において行う場合	千分の千四十
	指定知的障害者通所更生施設において行う場合	千分の千四十三
	知的障害者授産施設支援	千分の千四十
	知的障害者通勤寮支援	千分の千二十四
乙地	身体障害者居宅介護	千分の千十八
	身体障害者デイサービス	
	身体障害者短期入所	
	知的障害者居宅介護	
	知的障害者デイサービス	
	知的障害者短期入所	
	児童居宅介護	
	児童デイサービス	
	児童短期入所	
	知的障害者地域生活援助	千分の千二十四
	身体障害者更生施設支援	千分の千十八
	身体障害者療護施設支援	千分の千二十
	身体障害者授産施設支援	指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合
		千分の千十七
丙地	知的障害者更生施設支援	指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合
		千分の千十九
	指定知的障害者入所更生施設において行う場合	千分の千二十
		千分の千二十二
	指定知的障害者通所更生施設において行う場合	千分の千二十
		千分の千二十一
	知的障害者授産施設支援	千分の千二十
	知的障害者通勤寮支援	千分の千十二
	身体障害者居宅介護	千分の千
	身体障害者デイサービス	
	身体障害者短期入所	
	知的障害者居宅介護	

知的障害者デイサービス	
知的障害者短期入所	
児童居宅介護	
児童デイサービス	
児童短期入所	
知的障害者地域生活援助	
身体障害者更生施設支援	
身体障害者療護施設支援	
身体障害者授産施設支援	
知的障害者更生施設支援	
知的障害者授産施設支援	
知的障害者通勤寮支援	
心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）に規定する福祉施設において提供される支援	

## 備考

一 地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に応じ、それぞれ、次に定めるとおりとする。

- 1 特別区 東京都の特別区
- 2 特甲地 次に掲げる地域

イ 人事院規則九一四十九（調整手当）（以下「規則九一四十九」という。）別表第一及び人事院規則九一四十九一十六（人事院規則九一四十九（調整手当）等の一部を改正する人事院規則）（以下「規則九一四十九一十六」という。）附則別表において支給区分が甲地とされている地域のうち支給割合が百分の十とされている地域

ロ 規則九一四十九一十六条の規定により地域区分が特甲地から甲地に変更となつた地域

ハ 神奈川県逗子市及び大阪府忠岡町

- 3 甲地 次に掲げる地域

イ 規則九一四十九別表第一及び規則九一四十九一十六附則別表において支給区分が甲地とされている地域（1及び2に規定する地域を除く。）

ロ 規則九一四十九一十六条の規定により甲地から乙地に変更となつた地域

- 4 乙地 次に掲げる地域

イ 規則九一四十九別表第一及び規則九一四十九一十六附則別表において支給区分が乙地とされている地域

ロ 規則九一四十九一十六条の規定により地域区分が乙地から丙地に変更となつた地域

ハ 埼玉県のうち蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、大井町及び三芳町、東京都のうち東久留米市及び東大和市、神奈川県のうち伊勢原市、座間市、綾瀬市及び寒川町、京都府長岡京市、大阪府のうち松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市及び四条畷市、兵庫県川西市並びに広島県府中町

5 丙地 特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域

二 一の1、2のハ及び4のハに規定する地域は、平成十五年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、身体障害者に係る厚生労働大臣が定める区分を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

**身体障害者に係る厚生労働大臣が定める区分**

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表身体障害者居宅生活支援費額算定表の身体障害者デイサービス支援費の注1及び身体障害者短期入所支援費の注1の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する身体障害者の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。

- 一 区分1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
- 二 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
- 三 区分3 区分1及び区分2に該当しない程度

○厚生労働省告示第 号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分

一 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表知的障害者居宅生活支援費額算定表（以下「知的障害者居宅生活支援費額算定表」という。）の知的障害者デイサービス支援費の注1及び知的障害者短期入所支援費の注1の厚生労働大臣が定める区分は、次に掲げる区分とし、各区分に該当する知的障害者の障害の程度は、それぞれ次に定める程度であると市町村が認める程度とする。

- イ 区分1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- ロ 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- ハ 区分3 区分1及び区分2に該当しない程度

二 知的障害者居宅生活支援費額算定表の知的障害者地域生活援助支援費の注の厚生労働大臣が定める区分は、次に掲げる区分とし、各区分に該当する知的障害者の障害の程度は、それぞれ次に定める程度であると市町村が認める程度とする。

- イ 区分1 次の表の上欄に掲げる項目のうち三以上の項目について、それぞれ同表の下欄に掲げる支援を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

項目	支援
食事	全介助又は一部介助
排せつ	全介助又は一部介助
入浴	全介助又は一部介助
移動	全介助又は一部介助
健康管理	全面的な支援
金銭管理	全面的な支援
人間関係の調整	全面的な支援

- ロ 区分2 区分1に該当しない程度

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、児童に係る厚生労働大臣が定める区分を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

児童に係る厚生労働大臣が定める区分

児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表児童居宅生活支援費額算定表の児童短期入所支援費の注1の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる児童ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 身体に障害のある児童 次に掲げる区分とし、各区分に該当する児童の障害の程度は、それぞれ次に定める程度であると市町村が認める程度とする。

- イ 区分1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
- ロ 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
- ハ 区分3 区分1及び区分2に該当しない程度

二 知的障害のある児童 次に掲げる区分とし、各区分に該当する児童の障害の程度は、それぞれ次に定める程度であると市町村が認める程度とする。

- イ 区分1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- ロ 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- ハ 区分3 区分1及び区分2に該当しない程度

## ○厚生労働省告示第　　号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第　　号）、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第　　号）及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第　　号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年　月　　日

厚生労働大臣　坂口　力

### 厚生労働大臣が定める要件

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第　　号）別表身体障害者居宅生活支援費額算定表の身体障害者居宅介護支援費の注6、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第　　号）別表知的障害者居宅生活支援費額算定表の知的障害者居宅介護支援費の注5及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第　　号）別表児童居宅生活支援費額算定表の児童居宅介護支援費の注5の厚生労働大臣が定める要件は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 身体障害者、知的障害者又は障害児の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他身体障害者、知的障害者又は障害児の状況等から判断して、第一号又は第二号に準ずると認められる場合

○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

**厚生労働大臣が定める施設基準**

- 一 単独型デイサービス支援費(I)を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十六項に規定する特定施設又は同法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。
    - ロ 専ら当該指定デイサービス事業所等の職務に従事する常勤の管理者を一名以上置いていること。
    - ハ 入浴介助又は食事の提供を行うこと。
- 二 単独型デイサービス支援費(II)を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
  - イ 前号イ及びロに該当するものであること。
  - ロ 前号ハに該当していないこと。
- 三 併設型デイサービス支援費(III)を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
  - イ 第一号イ又はロに該当していないこと。
  - ロ 第一号ハに該当するものであること。
- 四 併設型デイサービス支援費(IV)を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
  - イ 第一号イ又はロに該当していないこと。
  - ロ 第一号ハに該当していないこと。

○厚生労働省告示第 号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

**厚生労働大臣が定める施設基準**

一 単独型デイサービス支援費を算定すべき指定デイサービス等の施設基準

イ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設、心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）に規定する福祉施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第十六項に規定する特定施設又は同法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。

ロ 専ら当該指定デイサービス事業所等の職務に従事する常勤の管理者を一名以上置いていること。

二 併設型デイサービス支援費を算定すべき指定デイサービス等の施設基準

前号イ又はロに該当していないこと。

## ○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

### 厚生労働大臣が定める基準

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表身体障害者居宅生活支援費額算定表の身体障害者短期入所支援費の注1、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表身体障害者施設訓練等支援費額算定表の身体障害者療護施設支援の1の注4及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表児童居宅生活支援費額算定表の児童短期入所支援費の注1の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる基準のうち、五以上の基準に適合することとする。

- 一 自力での移動が不可能であること。
- 二 意味のある発語を欠くこと。
- 三 意思疎通を欠くこと。
- 四 視覚による認識を欠くこと。
- 五 原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
- 六 排せつ失禁状態であること。